

別添 6

生乳需要基盤確保事業

第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和 7 年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和 7 年 1 月 24 日付け 6 農畜機第 6741 号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）のうち、第 2 の 1 の事業に係る公募団体（以下「公募団体 H」という。）、第 2 の 2 の事業に係る公募団体（以下「公募団体 I」という。）、第 2 の 3 の事業に係る公募団体（以下「公募団体 J」という。）とする。

第 2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 生乳生産者需要確保事業

公募団体 H は、消費者等に対して理解醸成活動等を行うことにより、国産牛乳乳製品の消費の維持・定着を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。

また、公募団体 H の会員団体及び独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が適当と認めた団体（以下「会員団体等」という。）が（3）又は（4）の取組を実施するのに要する経費について補助するものとする。

- （1）牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための推進会議の開催
- （2）事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施
- （3）牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報資材等の作成
- （4）牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報・宣伝活動等の実施

2 牛乳乳製品需要創出事業

公募団体 I は、新たな利用場面の普及や牛乳乳製品の価値訴求等により、国産牛乳乳製品需要の創出・定着を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。

- （1）牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための推進会議の開催
- （2）事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施
- （3）牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための調査研究、実証調査の実施
- （4）牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための研修会、セミナー等の実施
- （5）牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための広報資材等の作成
- （6）牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための広報・宣伝活動等の実施

3 生乳生産者牛乳乳製品需要拡大事業

公募団体 J は、生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の需要を拡大するため、次に掲げる取組を行うものとする。

- （1）生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための推進会議の開催
- （2）事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施
- （3）牛乳乳製品の高品質化、衛生管理強化等に必要な技術研修の実施等

- (4) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報資材等の作成
- (5) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報・宣伝活動等の実施

第3 事業の実施

1 実施要領の作成等

公募団体Hは、第2の1の事業の実施に当たり、会員団体等に経費を補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続き、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、理事長の承認を得るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

公募団体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

3 後援名義

公募団体は、この事業により販促資材、調査報告書、普及啓発資材、ポスター等を作成した場合及びイベント等の実施等に当たっては、原則として事業名及び「独立行政法人農畜産業振興機構後援」名義を付すものとする。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和7年度とする。

第4 事業の推進指導等

1 公募団体Hは、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

2 公募団体I及び公募団体Jは、農林水産省及び機構の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

3 会員団体等は、公募団体H並びに都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

4 都道府県知事は、第2の1の(3)及び(4)の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底及び会員団体等に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化

(1) 第2の1の(3)又は(4)に取り組む会員団体等は、「補助事業及び物品・役務の調達(委託事業を含む)における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」(令和6年12月20日付け6環バ第278号大臣官房環境バイオマス政策課長通知。以下「環境バイオマス政策課長通知」という。)に基づき、交付申請時に、当該通知別添の「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(食品関連事業者向け)又は(民間事業者・自治体等向け)」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを公募団体Hに提出するものとする。

また、実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを公募団体Hに提出するものとする。

(2) 公募団体Hは、全ての会員団体等から提出された当該チェックシートを収集し、その一覧を第6の1の(1)の交付申請時及び第6の4の(1)の事業の実績報告時に機構へ提出するものとする。一覧には、会員団体等の名称及び住所(都道府県)の情報を含めることとする。

(3) 公募団体H及び公募団体I並びに公募団体Jは、環境バイオマス政策課長通知に基づき、第6の1の交付申請時に「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(食品関連事業者向け)又は(民間事業者・自治体等向け)」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを機構に提出するものとする。

また、第6の4の実績報告時には、当該チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、当該チェックシートを機構に提出するものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金の交付手続等

1 補助金の交付申請

(1) 公募団体Hは、補助金の交付を受けようとする場合は、会員団体等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画と合わせて、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業(生乳需要基盤確保事業)補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

(2) 公募団体I及び公募団体Jは、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の酪農経営支援総合対策事業(生乳需要基盤確保事業)補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の酪農経営支援総合対策事業(生乳需要基盤確保事業)補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として概算払をすることができるものとする。
- (2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

- (1) 公募団体Hは、事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績と合わせて、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに別紙様式第4号の酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。
- (2) 公募団体I及び公募団体Jは、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 公募団体は、理事長に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

- 2 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 3 公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第6の4に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（公募団体自ら又はそれぞれの会員

団体等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 電磁的記録による整備保管

1に基づき作成、整備及び保管をすべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、公募団体及び会員団体等に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 生乳生産者需要 確保事業	(1) 牛乳乳製品消費の維持・ 定着を図るための推進会 議の開催	定額
	(2) 事業の円滑な推進を図る ための会議の開催、助言及 び指導等の実施	定額
	(3) 牛乳乳製品消費の維持・ 定着を図るための広報資 材等の作成及び作成に対 する支援	1 / 2 以内
	(4) 牛乳乳製品消費の維持・ 定着を図るための広報・宣 伝活動等及び広報・宣伝活 動等に対する支援	1 / 2 以内
2 牛乳乳製品需要 創出事業	(1) 牛乳乳製品需要の創出・ 定着を図るための推進会 議の開催	定額
	(2) 事業の円滑な推進を図る ための会議の開催、助言及 び指導等の実施	定額
	(3) 牛乳乳製品需要の創出・ 定着を図るための調査研 究、実証調査の実施	1 / 2 以内
	(4) 牛乳乳製品需要の創出・ 定着を図るための研修会、 セミナー等の実施	1 / 2 以内
	(5) 牛乳乳製品需要の創出・ 定着を図るための広報資 材等の作成	1 / 2 以内
	(6) 牛乳乳製品需要の創出・ 定着を図るための広報・宣 伝活動等の実施	1 / 2 以内
3 生乳生産者牛乳 乳製品需要拡大事業	(1) 生乳生産者等が製造する 牛乳乳製品の販路拡大等 のための推進会議の開催	定額
	(2) 事業の円滑な推進を図る	定額

	ための会議の開催、助言及び指導等の実施 (3) 牛乳乳製品の高品質化、衛生管理強化等に必要な技術研修の実施等 (4) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報資材等の作成 (5) 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報・宣伝活動等の実施	1 / 2 以内 1 / 2 以内 1 / 2 以内
--	---	---

別紙様式第 1 号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年度において、酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）
を下記のとおり実施したいので、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添 6 の
第 6 の 1 の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて
申請します。

記

注：申請書の記の記載は、事業ごとに次に掲げる様式によるものとする。

様式	1－1	生乳生産者需要確保事業
	1－2	牛乳乳製品需要創出事業
	1－3	生乳生産者牛乳乳製品需要拡大事業

様式 1 - 1

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）のうち
生乳生産者需要確保事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		機構 補助金	その他	
1 牛乳乳製品消費の 維持・定着を図るた めの推進会議の開催				
2 事業の円滑な推進 を図るための会議の 開催、助言及び指導 等の実施				
3 牛乳乳製品消費の 維持・定着を図るた めの広報資材等の作 成				
4 牛乳乳製品消費の 維持・定着を図るた めの広報・宣伝活動 等の実施				
合 計				

注：事業の一部を他に委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委
託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載す
ること。

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

- (3) 会員団体等の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート一覧（食品関連事業者向け又は民間事業者・自治体等向け）
- (4) 公募団体 H の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け又は民間事業者・自治体等向け）
- (注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略する場合には、当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注2) 添付書類のうち定款、最近時点の業務報告書及び業務計画書について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式 1－1 の別紙

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）
のうち生乳生産者需要確保事業実施計画

1 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための推進会議の開催

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
			円	円	円	円	
	会場借料						
	委員謝金						
	委員旅費						
	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
計							

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿など）

2 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

2 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施

（1）事業の円滑な推進を図るための会議の開催

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
			円	円	円	円	
	会場借料						
	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
計							

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題など）

2 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

（2）事業の円滑な推進を図るための助言及び指導等

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構	その他	

		補助金		
	円	円	円	
計				

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること

2 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

3 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報資材等の作成

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（作成計画案、配付予定先・部数など）

2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

3 備考欄には、内容ごとに積算基礎等を記載すること。

4 牛乳乳製品消費の維持・定着を図るための広報・宣伝活動等の実施

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（広報・宣伝活動計画案など）

2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

3 備考欄には、内容ごとに積算基礎等を記載すること。

様式 1 - 2

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）のうち牛乳乳製品需要創出事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		機構 補助金	その他	
1 牛乳乳製品需要の 創出・定着を図るた めの推進会議の開催				
2 事業の円滑な推進 を図るための会議の 開催、助言及び指導 等の実施				
3 牛乳乳製品需要の 創出・定着を図るた めの調査研究、実証 調査の実施				
4 牛乳乳製品需要の 創出・定着を図るた めの研修会、セミナー等の実施				
5 牛乳乳製品需要の 創出・定着を図るた めの広報資材等の作成				
6 牛乳乳製品需要の 創出・定着を図るた めの広報・宣伝活動 等の実施				
合 計				

注：事業の一部を他に委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
- (2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
 - (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
 - (3) 公募団体Ⅰの環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け又は民間事業者・自治体等向け）
- (注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略する場合には、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注2) 添付書類のうち定款、最近時点の業務報告書及び業務計画書について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式 1－2 の別紙

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）
のうち牛乳乳製品需要創出事業実施計画

1 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための推進会議の開催

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
			円	円	円	円	
	会場借料						
	委員謝金						
	委員旅費						
	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
計							

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿など）

2 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

2 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施

（1）事業の円滑な推進を図るための会議の開催

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
			円	円	円	円	
	会場借料						
	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
計							

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題など）

2 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

（2）事業の円滑な推進を図るための助言及び指導等

事業内容	事業費	負担区分	備考
------	-----	------	----

		機構 補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること

2 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

3 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための調査研究、実証調査の実施

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（作成計画案、配付予定先・部数など）

2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

3 備考欄には、調査ごとの積算基礎等を記載すること。

4 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための研修会、セミナー等の実施

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	機構 補助金	その他	
			円	円	円	円	
	会場借料						
	講師謝金						
	講師旅費						
	事務局旅費						
	機材等借料						
	資材費						
	役務費						

	その他経費						
計							

- 注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催計画案、演題、対象属性、人数など）
- 2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。
- 3 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

5 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための広報資材等の作成

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

- 注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（作成計画案、配付予定先・部数など）
- 2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。
- 3 備考欄には、内容ごとに積算基礎等を記載すること。

6 牛乳乳製品需要の創出・定着を図るための広報・宣伝活動等の実施

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

- 注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（広報・宣伝活動計画案など）
- 2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。
- 3 備考欄には、内容ごとに積算基礎等を記載すること。

様式 1 - 3

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）のうち生乳生産者牛乳乳製品需要拡大事業実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区 分	事 業 費	負 担 区 分		備 考
		機構補助金	その他	
1 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための推進会議の開催				
2 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施				
3 牛乳乳製品の高品質化、衛生管理強化等に必要な技術研修の実施等				
4 生乳生産者等が製造する牛製品の販路拡大等のための広報資材等の作成				
5 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報・宣伝活動等の実施				
合 計				

注：事業の一部を他に委託して実施する場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
- (2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
 - (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
 - (3) 公募団体 J の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け又は民間事業者・自治体等向け）
- (注1) 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略する場合には、当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- (注2) 添付書類のうち定款、最近時点の業務報告書及び業務計画書について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

様式 1－3 の別紙

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）
のうち生乳生産者牛乳乳製品需要拡大事業実施計画

1 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための推進会議の開催

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
			円	円	円	円	
	会場借料						
	委員謝金						
	委員旅費						
	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
計							

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題、委員属性・人数、委員名簿など）

2 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

2 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施

（1）事業の円滑な推進を図るための会議の開催

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
			円	円	円	円	
	会場借料						
	資料印刷費						
	通信運搬費						
	その他経費						
計							

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催予定案、議題など）

2 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

(2) 事業の円滑な推進を図るための助言及び指導等

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること

2 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

3 牛乳乳製品の高品質化、衛生管理強化等に必要な技術研修の実施等

事業内容	事業費				負担区分		備考
	費目	員数	単価	金額	機構補助金	その他	
	会場借料		円	円	円	円	
	講師謝金						
	講師旅費						
	事務局旅費						
	機材等借料						
	資材費						
	役務費						
	その他経費						
計							

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（開催計画案、演題、対象属性、人数など）

2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

3 備考欄には、開催ごとの積算基礎等を記載すること。

4 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報資材等の作成

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（作成計画案、配付予定先・部数など）

2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

3 備考欄には、内容ごとに積算基礎等を記載すること。

5 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報・宣伝活動等の実施

事業内容	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
	円	円	円	
計				

注：1 事業内容欄には、必要に応じて別紙を用いるなどして、具体的に記述すること。（広報・宣伝活動計画案など）

2 事業の一部を委託して実施する場合は、該当する事業費欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

3 備考欄には、内容ごとに積算基礎等を記載すること。

別紙様式第 2 号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知
のあった令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）の実
施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、酪農経営支援総合対策
事業実施要綱別添 6 の第 6 の 2 の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由及び内容
- 2 別紙様式第 1 号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変
更前を（ ）書きで上段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）の実施について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添6の第6の3の規定に基づき請求します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概 算払 受領 額 ⑤	今回概 算払請 求額 ⑥	年 月 日迄 予定 出来 高 (⑤ + ⑥) / ②	残額 ②－ ⑤－ ⑥
	事業費 ①	機構補 助金 ②	事業費 ③	機構補 助金	事業費出 来高 ③／①＝ ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

- | | |
|------------|----|
| (1) 金融機関 | 銀行 |
| (2) 支店名 | 支店 |
| (3) 振込口座種類 | |
| (4) 口座番号 | |
| (5) 口座名義人 | |

別紙様式第4号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知の
あった令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）の実施
について、下記のとおり実施したので、酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添
6の第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を交付されたく請求します。

記

注：申請書の記の記載は、事業ごとに次に掲げる様式によるものとする。

- | | | |
|----|-----|------------------|
| 様式 | 4-1 | 生乳生産者需要確保事業 |
| | 4-2 | 牛乳乳製品需要創出事業 |
| | 4-3 | 生乳生産者牛乳乳製品需要拡大事業 |

様式 4－1

1 事業の目的

2 事業の内容

「令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）

のうち生乳生産者需要確保事業実績」のとおり

（注）別紙様式第 1－1 号の別紙に準じて作成すること。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		機構 補助金	その他	
1 牛乳乳製品消費の 維持・定着を図るた めの推進会議の開催				
2 事業の円滑な推進 を図るための会議の 開催、助言及び指導 等の実施				
3 牛乳乳製品消費の 維持・定着を図るた めの広報資材等の作 成				
4 牛乳乳製品消費の 維持・定着を図るた めの広報・宣伝活動 等の実施				
合 計				

注：事業の一部を他に委託して実施した場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業に係る精算額

（単位：円）

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関 銀行
(2) 支店名 支店
(3) 振込口座種類
(4) 口座番号
(5) 口座名義人

7 添付書類

- (1) 会員団体等の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート一
覧（食品関連事業者向け又は民間事業者・自治体等向け）
(2) 公募団体Hの環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食
品関連事業者向け又は民間事業者・自治体等向け）

様式 4－2

1 事業の目的

2 事業の内容

「令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）

のうち牛乳乳製品需要創出事業実績」のとおり

（注）別紙様式第 1－2 号の別紙に準じて作成すること。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		機構 補助金	その他	
1 牛乳乳製品需要の 創出・定着を図るた めの推進会議の開催				
2 事業の円滑な推進 を図るための会議の 開催、助言及び指導 等の実施				
3 牛乳乳製品需要の 創出・定着を図るた めの調査研究、実証 調査の実施				
4 牛乳乳製品需要の 創出・定着を図るた めの研修会、セミナー 等の実施				
5 牛乳乳製品需要の 創出・定着を図るた めの広報資材等の作 成				
6 牛乳乳製品需要の 創出・定着を図るた めの広報・宣伝活動 等の実施				
合 計				

注：事業の一部を他に委託して実施した場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

と。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

(1) 金融機関 銀行

(2) 支店名 支店

(3) 振込口座種類

(4) 口座番号

(5) 口座名義人

7 添付書類

(1) 会員団体等の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート一
覧（食品関連事業者向け又は民間事業者・自治体等向け）

(2) 公募団体Ⅰの環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
（食品関連事業者向け又は民間事業者・自治体等向け）

様式 4－3

1 事業の目的

2 事業の内容

「令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）」

のうち生乳生産者牛乳乳製品需要拡大事業実績」のとおり

（注）別紙様式第 1－3 号の別紙に準じて作成すること。

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

（単位：円）

区 分	事業費	負 担 区 分		備 考
		機構 補助金	その他	
1 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための推進会議の開催				
2 事業の円滑な推進を図るための会議の開催、助言及び指導等の実施				
3 牛乳乳製品の高品質化、衛生管理強化等に必要な技術研修の実施等				
4 生乳生産者等が製造する牛製品の販路拡大等のための広報資材等の作成				
5 生乳生産者等が製造する牛乳乳製品の販路拡大等のための広報・宣伝活動等の実施				
合 計				

注：事業の一部を他に委託して実施した場合は、該当する事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
 (2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等

- (1) 金融機関 銀行
 (2) 支店名 支店
 (3) 振込口座種類
 (4) 口座番号
 (5) 口座名義人

7 添付書類

- (1) 会員団体等の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート一
 覧（食品関連事業者向け又は民間事業者・自治体等向け）
 (2) 公募団体Jの環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート
 （食品関連事業者向け又は民間事業者・自治体等向け）

別紙様式第5号

令和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった令
和 年度酪農経営支援総合対策事業（生乳需要基盤確保事業）補助金について、
酪農経営支援総合対策事業実施要綱別添6の第7の3の規定に基づき、下
記のとおり報告します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円
を返還します。（返還がある場合、記載すること））

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第
179号）第15条の補助金の額の確定額
（令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金額の確定通知額）

金 円

- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

- 4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添
付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し

- ・ 3 の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・ 公募団体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

注： 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 公募団体が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料